

パブリック・コメントの実施（案）について

福島市議会基本条例を制定するにあたり、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、意思決定過程で広く素案を公表し、市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、議会基本条例（案）を策定するため、パブリック・コメント実施する。

1、パブリック・コメント実施要項の策定について

福島市議会は、福島市パブリック・コメント制度実施要綱における「実施機関」ではないため、「福島市議会基本条例（案）」のパブリック・コメント実施のための要項の策定が必要となる。

2、「福島市議会基本条例（案）」のパブリック・コメント実施要項（案）について

別紙（案）のとおりとする。

3、パブリック・コメント実施方法について

- （1）実施時期及び意見募集の期間は、平成25年11月1日～12月2日とする。
- （2）公表する資料、公表の場所・方法等については別紙要項（案）とする。

※今後、議会基本条例制定後に本市議会が条例制定等のため、パブリック・コメントを行う場合には、別に実施要綱を策定することとなる。

(別 紙)

「福島市議会基本条例（素案）」のパブリック・コメント実施要項（案）

(目 的)

第1条 福島市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）を制定するにあたり、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、意思決定過程で広く素案を公表し、市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、議会基本条例（案）を策定することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要項において「パブリック・コメント」とは、福島市議会（以下「市議会」という。）が議会基本条例の制定に当たり、当該条例の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものである市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(実施時期及び意見募集の期間)

第3条 パブリック・コメントの実施時期及び意見募集の期間は、公表の日から1ヶ月間とする。ただし、1ヶ月目が休日にあたるときは、その休日の翌日までとする。

(公表する資料)

第4条 パブリック・コメントにおいて公表する資料は次のとおりとする。

- (1) 「福島市議会基本条例（素案）」
- (2) 参考資料「福島市議会基本条例（素案）の概要」

(公表の場所・方法)

第5条 パブリック・コメントにおいて公表する場所・方法は次のとおりとする。

- (1) 議会事務局、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンターでの閲覧
- (2) 市議会のホームページへの掲載
- (3) 市議会だよりへの掲載

(対象者)

第6条 パブリック・コメントの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(意見の提出方法)

第7条 意見の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) ホームページによる意見の提出の場合は、市議会ホームページお問い合わせフォームとし、その際の意見の書式・受付条件は、次のとおりとする。

- ①件名は、「福島市議会基本条例（素案）への意見」とする。
 - ②住所（法人その他の団体にあつては所在地とする）
 - ③氏名（法人その他の団体にあつては名称、及び代表者氏名とする）
 - ④意見本文
 - ⑤電話番号
- (2) 書面による意見の提出の場合の意見の書式・受付条件は、次のとおりとする。
- ①件名は、「福島市議会基本条例（素案）への意見」とする。
 - ②住所（法人その他の団体にあつては所在地とする）
 - ③氏名（法人その他の団体にあつては名称、及び代表者氏名とする）
 - ④意見本文
 - ⑤電話番号
- (3) 電話又は口頭での意見及び前2項の受付条件に著しい不備等があるものについては、意見として取り扱わないものとする。

(意見の提出先)

第8条 意見の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 書面による提出の場合は、議会が指定する閲覧場所
- (2) 郵便による提出の場合は、市議会事務局宛
- (3) ファクシミリによる提出の場合は、市議会事務局宛
- (4) 電子メールの場合は、市議会ホームページのお問い合わせフォーム

(意見の処理)

第9条 議会基本条例は、提出された意見を十分考慮し、策定するものとする。

2 提出された意見の概要及びこれに対する議会の考え方並びに基本条例素案の修正した場合にあつては当該修正内容及びその理由について公表するものとする。なお、公表の場所・方法については、第5条の「公表の場所・方法」を準用する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別に定める。